

## 長野県国民健康保険団体連合会情報公開規程

### (目的)

第1条 この規程は、長野県国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）が行う情報公開について必要な事項を定め、公正で透明な事業運営の推進に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、「文書等」とは、連合会の役員及び職員（嘱託職員及び非常勤職員を含む。以下「役職員」という。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他、人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、連合会の役職員が組織的に用いるものとして、連合会が保有しているものをいう。

### (適用除外)

第3条 次の各号に掲げる文書等については、この規程の適用を除外する。

- 1 保険者等の保有情報である医療保険等の審査・支払事業、保険者事務の共同処理事業、介護保険関係事業、保健事業関係で取扱う診療報酬明細書、調剤報酬明細書、訪問看護療養費明細書、介護給付費等明細書、給付管理票、療養費支給申請書等
- 2 係争中の事件に関する文書等
- 3 新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に配布又は販売することを目的として発行されるもの
- 4 文書等の作成の補助に用いるため一時的に作成した電磁的記録

### (連合会の責務)

第4条 連合会は、この規程の解釈及び運用に当たっては、個人に関する情報がみだりに公にさらされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

### (開示申出者の責務)

第5条 この規程の定めるところにより文書等の開示を申出ようとするもの（以下「開示申出者」という。）は、適正な申出に努めるとともに、文書等の開示を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

### (開示の申出ができる者)

第6条 次の各号に掲げる者は、この規程の定めるところにより、連合会が管理する文書等の開示を申出ることができる。

- 1 長野県内に住所を有する者
- 2 長野県内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体
- 3 長野県内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- 4 長野県内に存する学校に在学する者
- 5 前各号に定めるもののほか、その他文書等の開示を必要とする理由を明示する者

(開示の申出の手續)

第7条 前条の規定による開示の申出（以下「開示申出」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示申出書」という。）を連合会に提出する。

- 1 開示申出をしようとする者の氏名又は名称、住所又は事務所の所在地及び連絡先の電話番号並びに法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名及び連絡先の電話番号
- 2 開示申出に係る文書等の内容
- 3 文書等の開示を必要とする理由
- 4 その他必要な事項

2 連合会は、開示申出書に形式上の不備があると認めるときは、開示申出者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、開示申出者が補正を行わない場合は、当該開示申出に応じないことができる。

(文書等の原則開示)

第8条 連合会は、開示申出があつたときは、開示申出に係る文書等に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が記録されている場合を除き、当該文書等を開示するものとする。

- 1 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が連合会役職員である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該役職員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

- 2 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

- 3 連合会内部又は連合会以外の機関との相互間並びに審査委員会及び介護サービス苦情処理委員会における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、

又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの。

4 連合会が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 契約、交渉又は訴訟に係る事務に関し、連合会、国及び地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

イ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ウ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

5 連合会の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された情報であつて、個人又は法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

6 公にすることにより、犯罪の予防又は捜査、個人の生命、身体及び財産の保護その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるもの

7 法令等の定めるところにより開示することができないとされている情報  
(部分開示)

第9条 連合会は、開示申出に係る文書等に非開示情報とそれ以外の情報が記録されている場合において、非開示情報に係る部分を容易に区分して除くことができ、かつ、文書等の開示を求める趣旨を失わない程度に合理的に分離できるときは、当該非開示情報に係る部分を除いて、当該文書等を開示する。

2 開示申出に係る文書等に前条第1号に該当する情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(文書等の存否に関する情報)

第10条 開示申出に対し、当該開示申出に係る文書等が存在するか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することになるときは、連合会は、当該文書等の存否を明らかにしないで、当該開示申出を拒否することができる。

(開示申出に対する決定等)

第11条 連合会は、開示申出に係る文書等の全部又は一部を開示するときは、その旨を決定(以下「開示決定」という。)し、開示申出者に対し、その旨並びに開示する日時及び場所を書面により通知するものとする。

2 連合会は、開示申出に係る文書等の全部を開示しないとき(前条の規定により開示

申出を拒否するとき及び開示申出に係る文書等を保有していない時を含む。以下同じ。)は、開示しない旨の決定をし、開示申出者に対し、その旨を書面により通知するものとする。

- 3 前2項の場合において、開示申出に係る文書等の全部又は一部の開示を拒否するときは、当該各項に規定する書面によりその理由を合わせて通知する。なお、当該理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を明らかにしなければならない。

(開示決定等の期限)

第12条 前条各項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示申出があった日から15日以内にならなければならない。ただし、第7条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に参入しない。

- 2 連合会は、事務処理上の困難その他正当な理由により、前項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、開示申出があった日から60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、連合会は、開示申出者に対し、速やかに延長後の期間及び延長の理由を書面により通知するものとする。

- 3 開示申出に係る文書等が著しく大量であるため、開示申出があった日から60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前2項の規定にかかわらず、連合会は、開示申出に係る文書等のうち相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの文書等については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、連合会は、第1項に規定する期間内に、開示申出者に対し、次に掲げる事項を書面により通知するものとする。

- 1 本項を適用する旨及びその理由

- 2 残りの文書等について開示決定等をする期限

(第三者に対する意見書提出の機会の設定等)

第13条 開示申出に係る文書等に連合会以外のもの(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示申出に係る文書等の表示その他連合会が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を設けることができる。

- 2 連合会は、第三者に関する情報が記録されている文書等を開示しようとする場合であつて、当該情報が第8条第1号イ、同条第2号ただし書に規定する情報に該当すると認められるときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示申出に係る文書等の表示その他連合会が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りではない。

- 3 連合会は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該文書

等の開示に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置くものとする。この場合において、連合会は、開示決定後直ちに反対意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知するものとする。

（文書等の開示の方法）

第14条 文書等の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を考慮して視聴、閲覧、写しの交付等適切な方法により行う。

2 前項の視聴又は閲覧の方法による文書等の開示にあつては、連合会は、当該文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他合理的な理由があるときは、当該文書等の写しによりこれを行うことができる。

（法令等による公開との調整）

第15条 法令等の規定により、開示申出に係る文書等が前条に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、この規程は適用しない。

（費用負担）

第16条 開示申出に係る文書等（第14条第2項に規定する文書等を複製したものを含む。）の写し等の交付に要する実費について、開示申出者に別表に定める負担を求めることができる。

2 この規程による文書等の写し等の送付を受けるものは、送付に要する費用を負担するものとする。

（異議の申出）

第17条 開示申出者は、開示決定等について不服があるときは、連合会に対して、書面により異議の申出を行うことができる。

2 前項の異議の申出は、開示申出者が開示決定等があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に行うものとする。

3 第1項の異議の申出があつた場合、連合会は、当該異議の申出があつた日から原則として14日以内に対象となつた開示決定等について再度の検討を行った上で、当該異議申出についての回答を書面により行うものとする。

4 連合会は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に異議の申出に対する回答をすることができないと認められる場合には、30日以内に回答するものとする。

5 第1項に規定する異議の申出を審議するため、長野県国民健康保険団体連合会情報公開適正委員会（以下「委員会」という。）をおく。

6 前項に規定する委員会に関する情報については、非開示とする。

（情報提供）

第 18 条 連合会は、次の各号に掲げる情報を連合会が発行する事業概要及び機関誌等に掲載し、一般の閲覧に供する。

- 1 役員名簿
- 2 事業概要
- 3 事業計画
- 4 予算
- 5 事業報告
- 6 決算

2 連合会は、連合会が設けるホームページにおいて連合会が行う事務事業に関する情報提供を行う。

3 連合会は、前項に掲げる情報については、常に最新のものを提供するよう努めるものとする。

(文書等の管理)

第 19 条 この規程の適正かつ円滑な運用に資するため、文書等は適正に管理するよう努めなければならない。

(開示申出者に対する情報提供等)

第 20 条 開示申出者が容易かつ的確に開示申出をすることができるよう、連合会が保有する文書等の特定に資する情報の提供その他開示申出者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(長野県国民健康保険団体連合会個人情報の保護に関する規則との調整)

第 21 条 個人情報に係る本人からの開示申出については、長野県国民健康保険団体連合会個人情報の保護に関する規則によるものとする。

(委任)

第 22 条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、令和元年 9 月 4 日から施行する。

別表 (第 16 条関係)

開示媒体	単価 (税別)
印刷物	20 円/枚
CD-R	300 円/枚